

平成 28 年 3 月 23 日 第 2 期定時総会議事録

(はじめに)

社員総会の招集手続きについて説明致します。

社員総会は社団法人の最重要な意思決定機関で、招集手続き及び期間は法定されています。

1. 社員総会の招集は、総会の 2 週間前にその通知を発しなければなりません。
2. そして倶楽部は、会員に「議決権行使書面」を 2 週間前に交付しなければなりません。

しかし、3 月 7 日の招集通知には「議決権行使書」が同封されず、執行部は「白紙委任状のみ」の提出を求めました、これは会員より「年会費を 8 万円とする」との提案が出されたので「白紙委任状」で乗り切ろうとする執行部の姑息な手段であり法令違反です。

それで「議決権行使書」について内容証明郵便で問い合わせましたが回答はなく、法定期間の過ぎた 3 月 14 日になって倶楽部より「議決権行使書」が送付されたのが現実です。

3. 議決権行使書とは、
仕事の都合で総会に出席できない会員が、賛否をもって意思表示できる書面の事です。

以下テープにより総会の様子を再現します。

登場する名前は次の通りです。(敬称略)

福田=福田理事長(山口銀行頭取)、 前田=倶楽部の支配人(山口銀行より出向中)

秋本=倶楽部のサブマネージャー(山口銀行 OB)、梅崎=キャプテン

沖田=倶楽部の顧問弁護士兼監事(顧問弁護士費用は会員の年会費より支払われている)

今村=会員の代理人弁護士、板淵=会員代理人弁護士

住、藤井、大井、中川、松本、篠原、勝山、岡本、木村、吉村、遠山、等は出席会員です。

ヤナギヤ、中村、は初めての出席です。(その他は不明)

(テープ 9 分)

前田 現在 総会員数 852 名 1088 口で出席は 478 先 693 口(後で 691 口に修正)の委任状、議決権行使書で 63%強の出席があり総会は開催されます。

尚、住会員への委任状 22 口、議決権行使書 11 口、弁護士 2 名分は直接、倶楽部へ届かず無効と考えている、との説明があった。

*** 実際に会員が 1088 口かどうかは、24 年以来 会員名簿は配布されず、提出をお願いしても事務局は提出せず、退会した会員、亡くなった会員もおり不明です。

(1) 今回の社員総会の招集方法が適正であるかについて質問

今村 代理人の今村です。質問します、住会員のものをカットした理由は何ですか

福田 直接倶楽部に届けられていないという理由です

今村 委任の意思がはっきりしておれば世間の常識で有効ではありませんか

福田 直接届けられていない、確認に手間がかかるのでカットするが開示はします

今村 今まではカウントしていたのではないですか

福田 前回、委任状と議決権行使書の2通は紛らわしいので、今回は委任状だけにした初めてのケースですので、

今村 これは理事会で決めたのですか

福田 今、こういう議論をする場で無い

今村 でも、これは総会が適法に開催されているかの大前提です

福田 私の方は直接倶楽部に届けられたものが委任状であると解釈している

今村 会員が委任状をもってきたものは受け付けるのが普通だと思います、それに議決権行使書を添えて受け付けるが一般的であると思う

沖田 それは一般的でない、こういう議論を延々とやっても埒があかない、今 我々が提示したものが不服で有れば訴訟でやって下さい。

*** 会場がどよめき、訴訟が好きやなあ、とブーイングがでる

今村 最初の招集通知に、何故、議決権行使書を同封しなかったのですか

福田 議決権行使書については、別々にやってくれとの申し込みがあった

今村 それは誰からありましたか

福田 前回の総会であった、それを明確にするために対応した、それが不都合なら次回また対応する

今村 議決権行使書を入れなかったのは、いつ 誰が決定しましたか

福田 後日送付させていただいております

今村 議決権行使書を入れ忘れたのですか

福田 いや、あの、その、

沖田 議決権行使書を共に発送せよ、と言う規定にはなっていない

今村 沖田さんには聞いていない、議決権行使書は2週間前の発送となっているのにそれでよいのですか、一週間後でも、10日後でもよいということですか

沖田 際してというのは、同時にと言う意味ではありません

今村 それで良いのですか

沖田 それでいいです

(テープ 20分 37秒)

福田 それでは議事進行をしたい